

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3月31日

火 曜 日

号 外

## 目 次

### 規 則

○富山県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	3
○富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則	17
○富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則	18
○富山県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	22
○富山県会計規則の一部を改正する規則	23
○上市川ダム操作規則及び上市川第二ダム操作規則を廃止する規則	25
○富山県消防学校規則の一部を改正する規則	
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	27
○公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則	28

### 告 示

○会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正	33
--------------------------	----

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第21号

富山県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成14年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則

第1条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（）」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第2条第1項中「第9条第2項（法第12条第2項）」を「第27条第2項（法第30条第2項）」に改め、同条第2項中「第13条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第3項中「第15条第1項」を「第33条第1項」に、「第一種フロン類回収業廃業等届出書」を「第一種フロン類充填回収業廃業等届出書」に改める。

第3条第1項中「第14条」を「第32条」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改める。

別記様式中「第一種フロン類回収業廃業等届出書」を「第一種フロン類充填回収業廃業等届出書」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第15条第1項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（環境政策課）

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県規則第22号

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「第5条の2第2項第19号」を「第5条の2第2項第21号」に改める。

第5条第1項第1号イ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「第19号」を「第21号」に改める。

第11条を次のように改める。

（退職理由記録の記載事項等）

**第11条** 条例第5条の4の規定により作成する条例第4条第1項第3号及び条例第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由の記録（以下「退職理由記録」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成年月日
- (2) 氏名及び生年月日
- (3) 退職の日における勤務公署（これに準ずるものを含む。）及び職名
- (4) 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日
- (5) 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯
- (6) 作成者の職名及び氏名

2 退職理由記録の様式は、様式第3号のとおりとする。

3 退職理由記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

4 退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

5 退職理由記録は、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が保管

する。

6 退職理由記録は、その作成の日から 5 年間保管しなければならない。

第11条の次に次の 4 条を加える。

(募集実施要項の記載事項)

**第11条の 2** 条例第 9 条の 3 第 2 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 9 条の 3 第 1 項の規定による募集（以下「募集」という。）の対象となるべき職員の範囲
  - (2) 条例第 9 条の 3 第 2 項に規定する募集実施要項（以下「募集実施要項」という。）の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
  - (3) 条例第 9 条の 3 第 3 項の規定による応募（以下「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
  - (4) 条例第 9 条の 3 第 3 項各号に掲げる職員が応募をすることができない旨
  - (5) 条例第 9 条の 3 第 5 項の規定による認定（以下この条及び第11条の 4 において「認定」という。）をしない旨の決定をする場合がある旨
  - (6) 条例第 9 条の 3 第 6 項の規定による通知の予定時期
  - (7) 認定を行つた後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき日を定め、条例第 9 条の 3 第 7 項の規定による通知を行うこととなる旨（募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。）
  - (8) 次条第 1 項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨
  - (9) 次条第 3 項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
  - (10) 第11条の 4 第 1 項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる場合があるときは、その旨
  - (11) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- 2 任命権者は、募集実施要項に前項第 1 号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に 1 を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、条例第 9 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

(募集の期間の延長等に係る手続)

**第11条の3** 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

2 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(早期退職募集制度に係る書面の様式)

**第11条の4** 応募は、様式第3号の2により行うものとする。

2 応募の取下げは、様式第3号の3により行うものとする。

3 条例第9条の3第6項の書面の様式は、認定をする旨の決定をしたときにあつては様式第3号の4、認定をしない旨の決定をしたときにあつては様式第3号の5のとおりとする。

4 条例第9条の3第7項の書面の様式は、様式第3号の6のとおりとする。ただし、前項の書面により退職すべき期日を併せて通知した場合は、省略することができる。

(退職すべき期日の変更に係る手続)

**第11条の5** 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が条例第9条の3第8項第3号に規定する退職すべき期日（以下「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合に

において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該認定応募者から様式第3号の7による退職すべき期日の繰上げ（繰下げ）同意書の提出を受けたときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を様式第3号の8による退職すべき期日の変更通知書により当該認定応募者に通知しなければならない。

第18条中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第1イ第3号区分の項第2号中「平成18年4月以後の一般職給与条例」を「平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において適用されていた富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例」という。）」に改め、同表イ第4号区分の項第3号中「平成18年4月以後の一般職給与条例」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例」に改め、同項第4号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(2)又は平成27年4月1日以後適用されている富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「平成27年4月以後の一般職給与条例」という。）の教育職給料表(1)」に改め、同項第5号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(3)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」に改め、同表イ第5号区分の項第3号中「平成18年4月以後の一般職給与条例」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例」に改め、同項第4号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(2)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(1)」に改め、同項第5号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(3)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」に改め、同表イ第6号区分の項第3号中「平成18年4月以後の一般職給与条例」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例」に改め、同項第4号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教

育職給料表(2)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(2)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(1)」に改め、同項第5号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(3)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」に改め、同表イ第7号区分の項第3号中「平成18年4月以後の一般職給与条例」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例」に改め、同項第4号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(2)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(1)」に改め、同項第5号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(3)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」に改め、同表イ第8号区分の項第3号中「平成18年4月以後の一般職給与条例」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例」に改め、同項第4号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(2)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(1)」に改め、同項第5号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(3)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」に改め、同表イ第9号区分の項第3号中「平成18年4月以後の一般職給与条例」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例」に改め、同項第4号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(2)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(1)」に改め、同項第5号中「平成18年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成27年3月以前の一般職給与条例の教育職給料表(3)又は平成27年4月以後の一般職給与条例の教育職給料表(2)」に改める。

様式第3号を次のように改める。

## 様式第 3 号 (第 11 条関係)

(表)

## 退職の理由の記録

		作成年月日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日
勤務公署		職名	
勤続期間		採用年月日	退職年月日
	年 月	年 月 日	年 月 日

退職の理由	富山県職員等退職手当支給条例第 条第 項第 号に掲げる者に該当
当該退職の理由に該当するに至つた経緯等	

作成者の職名、氏名及び印	
--------------	--



---

(裏)

備考

- 1 退職理由記録の記載要領は、次のとおりとする。
    - (1) 「作成年月日」欄は、退職理由記録を作成した日を記入する。
    - (2) 「氏名」欄は、職員の氏名を記入する。
    - (3) 「勤務公署」欄は、退職時に所属していた勤務公署又はこれに準ずるものの名称を記入する。
    - (4) 「職名」欄は、退職時の職名を記入する。
    - (5) 「勤続期間」欄は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（月単位までとし、1月未満の端数は切り捨てる。）を記入する。
    - (6) 「採用年月日」欄及び「退職年月日」欄は、退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る採用年月日及び退職年月日を記入する。
    - (7) 「退職の理由」欄は、職員が富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）のうちの該当する条項等を記入する。
    - (8) 「当該退職の理由に該当するに至った経緯」欄は、当該退職の理由に該当するに至った経緯その他の事務の都合の具体的な内容を記入する。
    - (9) 「作成者の職名、氏名及び印」欄は、退職理由記録を作成した者の職名及び氏名を記入した上、押印する。
  - 2 その者の都合による退職と職員の配置等の事務の都合による退職とを明確に区分するため、富山県職員等退職手当支給条例施行規則第11条第3項に規定する辞職の申出の書面については、職員の配置等の事務的な都合による退職である旨明らかになるよう留意されたい。
-

様式第 3 号の次に次の 8 様式を加える。

**様式第 3 号の 2**（第 11 条の 4 関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

（任命権者）

年 月 日

殿

応募申請者

印

私は、富山県職員等退職手当支給条例第 9 条の 3 第 3 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募する早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき期日 又は期間	
備考	

（注）「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に記載されている期日又は期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
級号給	給料表 [ ]		級 号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）年 月 日現在で記入すること。

※任命権者記載欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

## 様式第 3 号の 3 (第 11 条の 4 関係)

## 早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

(任命権者)

年 月 日

殿

取下げ申請者

印

私は、富山県職員等退職手当支給条例第 9 条の 3 第 3 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から		年 月 日まで
退職すべき期日 又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注) 3 欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合にあつてはその期日を、それ以外の場合にあつては退職すべき期間を記入すること。

## ※任命権者記載欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

## 様式第 3 号の 4 (第 11 条の 4 関係)

## 認定通知書

認定年月日 年 月 日

殿

(任命権者)

印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、富山県職員等退職手当支給条例第 9 条の 3 第 5 項の規定により認定の決定をいたしましたので、同条第 6 項の規定により通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

(注) 1 欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあつては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあつては当該期間内の期間又は期日を記載すること。

様式第 3 号の 5 (第 11 条の 4 関係)

不認定通知書

年 月 日

殿

(任命権者)

印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、富山県職員等退職手当支給条例第 9 条の 3 第 5 項ただし書の規定により認定をしない旨の決定をしましたので、同条第 6 項の規定により通知します。

不認定の理由

様式第 3 号の 6 (第 11 条の 4 関係)

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

殿

(任命権者)

印

貴殿の退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、富山県職員等退職手当支給条例第 9 条の 3 第 7 項の規定により通知します。

---

様式第 3 号の 7 (第 11 条の 5 関係)

退職すべき期日の繰上げ (繰下げ) 同意書

年 月 日

(任命権者)

殿

印

私は、下記の退職すべき期日の繰上げ (繰下げ) に同意します。

既に通知した退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注) 「認定年月日」欄は、認定通知書に記載されている認定年月日を記入すること。

## 様式第 3 号の 8 (第 11 条の 5 関係)

## 退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

殿

(任命権者)

印

貴殿の退職すべき期日を以下のとおり変更することとしましたので、富山県職員等退職手当支給条例施行規則第 11 条の 5 第 2 項の規定により、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

(注) 「変更同意日」欄は、提出された退職すべき期日の繰上げ(繰下げ)同意書に記載されている年月日を記載すること。



**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県規則第23号**

富山県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

富山県立総合衛生学院学則（昭和49年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第11条中「又は厚生労働大臣」を削り、「学校又は」の次に「都道府県知事が指定した」を加える。

別表第1中「社会教育」を「教育の制度と経営」に、「カウンセリング概論」を「教育相談（カウンセリングを含む。）」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(医 務 課)

---

---

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県規則第24号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の9」を「第27条の11」に改める。

第3章中第27条の10の次に次の1条を加える。

（病児保育事業の開始等の届出）

**第27条の11** 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第34条の18第1項の規定による届出 病児保育事業開始届（様式第51号の20）
- (2) 法第34条の18第2項の規定による届出 病児保育事業変更届（様式第51号の21）
- (3) 法第34条の18第3項の規定による届出 病児保育事業廃止（休止）届（様式第51号の22）

第28条第3号中「第35条第6項」を「第35条第11項」に、「同条第7項」を「同条第12項」に改める。

第29条第3号中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

様式第51号の19の次に次の3様式を加える。

---

## 様式第51号の20（第27条の11関係）

## 病児保育事業開始届

経 営 者 (法人)	氏名 (名称)		
	住所 (主たる事務所の所在地)		
事業の種類及び内容			
基本約款		別添 1	
職員の職種		職務の内容	職員の定数
			人
			人
		合計	人
主な職員の氏名			
主な職員の経歴		別添 2	
事業を行おうとする区域			
事業の用に供する施設	名称		
	種類		
	所在地		
	利用定員		
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面		別添 3	
事業開始の予定年月日		年 月 日	

上記のとおり病児保育事業を開始しますので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

事業経営者

住所 (主たる事務所の所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 印

富山県知事 殿

備考 記名押印に代えて、届出者（法人にあつては、その代表者）が自署することができる。

## 様式第51号の21（第27条の11関係）

## 病児保育事業変更届

経 営 者 (法人)	氏名 (名称)		
	住所 (主たる事務所の所在地)		
事業の種類及び内容			
基本約款		別添 1	
職員の職種		職務の内容	職員の定数
			人
			人
		合計	人
主な職員の氏名			
主な職員の経歴		別添 2	
事業を行う区域			
事業の用に供する施設	名称		
	種類		
	所在地		
	利用定員		
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面		別添 3	
事業変更年月日		年 月 日	

上記のとおり児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

事業経営者

住所 (主たる事務所の所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 印

富山県知事 殿

備考 記名押印に代えて、届出者（法人にあつては、その代表者）が自署することができる。

## 様式第51号の22（第27条の11関係）

## 病児保育事業廃止（休止）届

廃止（休止）の予定年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受けている児童 に対する措置	
（休止の予定期間）	（ 年 月 日～ 年 月 日）

上記のとおり病児保育事業を廃止（休止）しますので、児童福祉法第34条の18第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

事業経営者

住所（主たる事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

富山県知事 殿

備考 記名押印に代えて、届出者（法人にあつては、その代表者）が自署することができる。

様式第54号中「第35条第6項」を「第35条第11項」に、「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

様式第57号中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(児童青年家庭課)

富山県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一


### 富山県規則第25号


富山県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

#### 別表第1（第2条関係）

収入証紙の形式		
刷色		図柄及び寸法
1円収入証紙	にぶ赤紫	券面金額及び証紙名は、 黒色 
5円収入証紙	灰味紫	
10円収入証紙	にぶ青紫	
50円収入証紙	にぶ緑	
100円収入証紙	灰味オリーブ	

200円収入証紙 暗い黄味茶 300円収入証紙 灰味赤茶 400円収入証紙 明るい茶 500円収入証紙 黄茶 700円収入証紙 黄味だいたい 800円収入証紙 赤茶		縦 25.5ミリメートル 寸法 横 36.0ミリメートル
1,000円収入証紙 紅 2,000円収入証紙 紫 5,000円収入証紙 黄緑 10,000円収入証紙 うぐいす	券面金額及び 県名は、 黒色	唐草  縦 25.5ミリメートル 寸法 横 36.0ミリメートル

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県収入証紙条例施行規則別表第1に規定する形式の富山県収入証紙は、当分の間、なお使用することができる。

(出 納 課)

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県規則第26号**

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

## 別表第 2 中

富山県行政組織規則第 6 条及び第 7 条第 2 項の規定により置かれた室及び課（係を置く室及び課に限る。）	庶務を分掌する係の長
富山県行政組織規則第 6 条及び第 7 条第 2 項の規定により置かれた室及び課（係を置く室及び課を除く。）	

を

富山県行政組織規則第 6 条及び第 7 条第 2 項の規定により置かれた室及び課（課長補佐を置く室及び課に限る。）	庶務を担当する課長補佐
富山県行政組織規則第 6 条及び第 7 条第 2 項の規定により置かれた室及び課（課長補佐を置く室及び課を除く。）	

に、

議会事務局	庶務を分掌する係の長
富山県教育委員会行政組織規則第 5 条の規定により置かれた室及び課（係を置く室及び課に限る。）	庶務を分掌する係の長
富山県教育委員会行政組織規則第 6 条及び第 7 条の規定により置かれた室及び課（係を置く室及び課を除く。）	

を

議会事務局	庶務を分掌する課の課長補佐
富山県教育委員会行政組織規則第 5 条の規定により置かれた室及び課（課長補佐を置く室及び課に限る。）	課長補佐
富山県教育委員会行政組織規則第 5 条の規定により置かれた室及び課（課長補佐を置く室及び課を除く。）	

に改め、

同表県立大学の項を削り、同表の首都圏本部の項中「分掌する」を「担当する」に改める。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



(出納課)

上市川ダム操作規則及び上市川第二ダム操作規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県規則第27号**

上市川ダム操作規則及び上市川第二ダム操作規則を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 上市川ダム操作規則（昭和61年富山県規則第28号）
- (2) 上市川第二ダム操作規則（昭和61年富山県規則第29号）

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(河川課)

富山県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県規則第28号**

富山県消防学校規則の一部を改正する規則

富山県消防学校規則（昭和53年富山県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「中級幹部科」を「指揮幹部科」に、「及び分団長の階級にある者」を「、副分団長又は分団長の階級にある者等」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。

第19条から第23条までの規定中「生徒」を「学生」に改める。

第24条の見出し中「生徒」を「学生」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 校長は、前項に定めるもののほか指揮幹部科の修了を認定した者に対し、消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付するものとする。

第25条、第26条第1項各号列記以外の部分及び第4号並びに第27条中「生徒」を「学生」に改める。

別表第6の2の表を次のように改める。

## 2 指揮幹部科

### (1) 現場指揮課程

教科目	時間数
	時間
講話・現場指揮・安全管理	1
火災防ぎよ訓練	2
水災活動訓練	2
救助・救命訓練	4
避難誘導訓練	2
災害情報収集・伝達訓練	1
地域防災指導訓練	1
行事その他	1
計	14

### (2) 分団指揮課程

教科目	時間数
	時間
講話・組織制度・安全管理	2
防災	3
災害対応図上訓練	2
事例研究	2
行事その他	1

計	10
---	----

備考 分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び学校における効果測定の実施をもつて、学校における教育訓練の受講に代えることができる。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「生徒」を「学生」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(消 防 課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第29号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表の14の項の右欄の第 4 号の 5 中「（法）の次に「第87条の 2 又は法」を加え、同欄中第20号の 5 を第20号の 6 とし、第20号の 4 を第20号の 5 とし、第 20号の 3 を第20号の 4 とし、同欄の第20号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(20)の 3 法第60条の 3 第 1 項ただし書の規定による許可の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第 2 条の表の14の項の右欄の第22号の 2 中「第68条の 3 第 7 項」の次に「（法第87条第 2 項又は法第88条第 2 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第5条の表の13の項の右欄の第3号中「第1条」を「第1条の2」に改める。

**第2条** 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

第2条の表の14の項の右欄の第3号中「第7条の6第1項第1号」を「第7条の6第1項第1号又は第2号」に、「仮使用の承認」を「認定」に改め、同欄の第4号の3中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同欄の第4号の4中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同欄の第4号の5中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号又は第2号」に、「仮使用の承認」を「認定」に改め、同欄の第20号の4中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

(市町村支援課)

公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第30号

公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

**第2条** 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げ

る事項とする。

- (1) 業務運営の基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項  
(中期計画の認可の申請)

**第 3 条** 法人は、法第 26 条第 1 項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の 30 日前までに、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

**第 4 条** 法第 26 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 積立金の使途
- (3) その他法人の業務の運営に関し必要な事項  
(年度計画の記載事項等)

**第 5 条** 法第 27 条第 1 項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第 27 条第 1 項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

**第 6 条** 法人は、法第 28 条第 1 項の規定により各事業年度における業務の実績について、富山県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後 3 月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

**第7条** 法第29条第1項に規定する中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

**第8条** 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(会計処理)

**第9条** 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

**第10条** 知事は、法人が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

2 前項の指定を受けた除去費用等については、減価償却費及び利息費用として計上せず、当該除去費用等の額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

**第11条** 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表の閲覧期間)

**第12条** 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認手続)

**第13条** 法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する剰余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

**第14条** 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

**第15条** 法人は、法第40条第6項に規定する剰余があるときは、同項の規定による納付金（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

**第16条** 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

**第17条** 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

**第18条** 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立後最初に作成する中期計画の認可の申請に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前



までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

3 法人の成立の際法第 6 条第 3 項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、この規則の施行の日に、第 9 条第 1 項の規定による指定があったものとみなす。

(文書学術課)

~~~~~  
告 示  
~~~~~

**富山県告示第164号**

会計管理者の事務の一部の委任についての一部改正について

会計管理者の事務の一部の委任について（平成19年富山県告示第 185号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

別表第 1 の 1 の表中

「く。）及び出先機関の 出納員	(2) 概算払をした旅費の額に過不足がない場合の旅行命令簿の確認に関する事務
--------------------	--

を

「く。）及び出先機関の 出納員	(2) 概算払をした経費の精算額に過不足がない場合の精算の確認に関する事務
	(3) 概算払をした旅費の額に過不足がない場合の旅行命令簿の確認に関する事務

に改める。

別表第 1 の 2 の表文書学術課の出納員の項中「文書学術課」を「文書総務課」に改める。

(出納課)

